

【スキル・経験】成長産業人材雇用支援事業として従事(研修と自己学習)

・サーバー

ADの設計・構築やネットワークの設計、

Active Directory (AD DS)、メインコントローラ構築、OU/ユーザー作成、GPO設定など

IIS (Web サーバ)、サイト構築、SSL 証明書設定、アプリプール設定、WSUS、パッチ配信サーバ構築、クライアントグループ作成

SCCM (MECM)、インベントリ取得、ソフトウェア配布設定、JP1

オンプレミス・クラウドのハイブリッド設計

・サーバー

ApacheやTomcatの MaxRequestWorkersやTomcat maxThreadsの接続が滞留

・AWS code as infrastructureによるサーバーの構築

iPhoneセンサー → Firehose → S3 → Athena → QuickSightのAWSインフラ構築

Node.js、Pythonが動作するApacheサーバーの構築 → Webアプリケーションデプロイ

ブロックチェーン技術をした動画配信プラットフォームの設計

メタバースの低レイテンシーサーバーWebSocketを利用したリアルタイム通信サーバーの設計

<https://github.com/tathu888888?tab=repositories>

・監査

原則最小権限 (Least Privilege)、RBAC (ロールベースアクセス制御) がベース。

アカウントは原則個人ID (共有アカウント禁止)

ロールごとの権限一覧 (管理者・運用者・閲覧者)

パスワードポリシー (複雑性、期限、履歴保持)

MFA (多要素認証) の義務化

Public Zone (インターネット公開)

DMZ

Internal Zone

Secure Zone (重要データ系)

管理系ネットワーク (操作端末限定)

・セキュリティ

XSS、SQLインジェクション、コマンドインジェクション、ファイアアップロード、リモート・ファイルインクルード、強制ブラウジング、ディレクトリトラバーサル、SQL

・ヒューマンウェア研究所 (2社目)

・銀行系でも用いられる Ledger (台帳) 概念を在庫管理に適用し、NetSuite ではコスト面で実現が難しいとされるロット番号単位の数量追跡を、独自で

出荷入力では「箱数(quantity2)」を主入力とし、conversion_qty (1箱あたり個数) をポップアップで確認・修正可能にした上で「個数(quantity)」へ反映。金

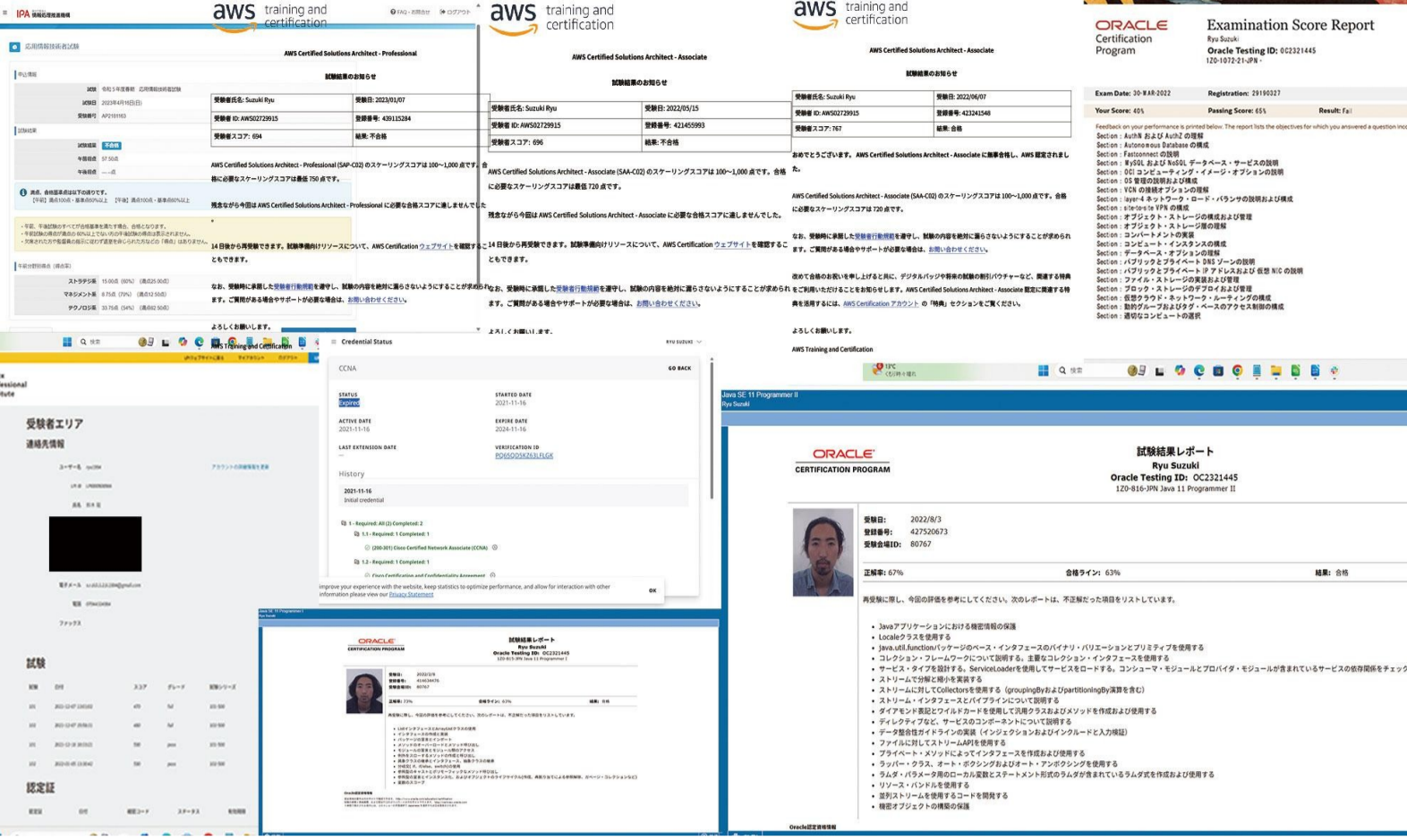
ロット管理対象品は、ロット割当テーブル (shipment_lot_alloc) とロット在庫 (lot.qty_on_hand_pieces) を連動更新し、さらに lot_unit を ON_HAND → ALLOC

同時更新を考慮して item_master / lot を FOR UPDATE でロックし、在庫不足時は更新件数0を検知して例外 → Rollback。結果として、在庫・ロット・台

また inventory_ledger へ ref_type/ref_id/ref_line_no/save_seq を保持し、再保存時の巻き戻し (void) にも対応できる拡張余地を残した。加えて、COGS

・お客様の現場にアサインするトレーニングや資料作成など

Git資料あり



証了修了

鈴木 龍 殿

受講クラス：インフラ(セキュリティ)クラス

受講期間：2021年10月1日 - 2021年12月24日

貴殿が、本研修でICTインフラ技術(L2,L3を中心としたNetwork技術、サーバ構築における基礎技術)の学習に加え、セキュリティエンジニアの基礎技術を学び、これを修了したこと証します。

受講カリキュラム

- ・TCP/IP,L2,L3(ルーティング、スイッチング、VLAN、冗長化プロトコル)
- ・サーバ基礎技術(管理機能、スクリプト作成、サーバ構築)
- ・セキュリティ基礎、情報資産の評価と管理
- ・Firewallの取り扱いの基礎

株式会社 VSN
イノベーション&キャリア開発本部
<https://www.modis-vsn.jp>

U-Tokyo
大規模言語モデル基礎編
修了証
鈴木 龍 殿

東京大学大学院工学系研究科松尾・岩澤研究室が主宰する集中講義において大規模言語モデルの設計と開発に関する所定のプログラムを修了したことを認める

2025年12月12日

東京大学大学院工学系研究科長 橋本 隆 敬
教授 松尾 豊
准教授 岩澤 有祐

業務委託契約書

株式会社Aignite (以下「甲」という。)と鈴木 龍 (以下「乙」という。)とは、甲が乙に業務を委託するに当たり、次のとおり契約 (以下「本契約」という) を締結します。なお、本契約は、甲乙間で別種の業務委託契約を締結していた場合、本契約の内容が優先されるものとします。

第1条 (本契約の目的)

本契約は、甲が乙に対し第2条に記した業務の委託を為し、乙がこれを引き受けることをその目的とする。

第2条 (委託業務の範囲)

委託業務の範囲は、以下の通りとし、詳細については第4条の個別契約で定めるものとする。

<作業定義および業務分析>

- ・システム設計・構築支援
- ・テストおよび導入準備
- ・プロジェクト管理
- ・その他附属する作業

第3条 (個別契約)

- 委託業務は2025年6月1日より2025年12月31日までとする。
- 特約の規定がない限り、同一条件で9ヶ月ごとには自動更新するものとする。
- 当事者が契約の更新を望まない場合は、更新期間満了の30日前までに書面で行うものとする。

第4条 (個別契約)

- 甲及び乙は、それぞれの個別の委託業務に着手する前に、当該個別業務について、業務委託契約書 (以下「個別契約」という) を締結するものとする。

第5条 (特約)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- 第1項に違反したとき。
- 第1項に定める受入検査の結果、不合格となった場合、乙は、甲乙協議の上で決定した期日までに、本成果物を修正し、又は代替品を納入 (以下「修繕等」という) する。なお、乙が修繕等を行った後の本成果物の検査については、前項の規定に従う。
- 乙は、第1項に定める受入検査の結果に關し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく甲にその旨を申し出て、甲乙協議の上で解決する。
- 甲は乙による本成果物の納入後、確認項目を経過したに足りぬ通知をしない場合に、合格したものとみなす。

第6条 (契約の不適合責任)

- 前条の検査合格後、本契約の内容への不適合 (種類、品質又は数量に關して本契約の内容に適合しないものを指し、以下「不適合」という) が発見された場合、甲は乙に対し、不適合の改善面やメール等によって通知することにより、不適合の修繕等を求めることができる。
- 前項に基づき、甲が乙に対し、修繕等を求めることができる期間は、成果物の納品後1年以内とする。ただし、本業務又は納入物の不適合が乙の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該期間の定めは適用されないものとする。
- 乙は、第1項の定めに基づき、甲から不適合の通知を受けた場合、乙は、甲が指定する期間までに甲が指定する方法により、本業務若しくは納入物を修正し、又は代替品を納入し、不適合を是正する。
- 前項の定めにおいて、甲が前項の期間を定めて履行の催告の催告を行い、その期間内に履行の催告がないときは、甲は、乙に対し、その不適合の程度に応じて本業務の委託料の減額を請求することができる。ただし、甲の契約不履行が当該第5条第2項各号のいずれかに該当する場合は、甲は、乙に対し、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

第7条 (著作権等の取扱い)

1. 成果物の所有権及び著作権 (著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下「権利」という) は、納入と同時に甲に移転するものとする。

第8条 (意図)

本契約に関する事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条 (著作権等の取扱い)

1. 成果物の所有権及び著作権 (著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下「権利」という) は、納入と同時に甲に移転するものとする。

第10条 (知的財産権)

1. 本業務遂行の過程で得られた発明、考案、意匠又はノウハウ (以下併せて「発明等」という) にかかわる知的財産権 (当該知的財産権を受ける権利を含む。以下、これらの権利

第11条 (個人情報保護)

1. 甲及び乙は、本契約に基づいて知りえた内容を一切、漏えいしてはならない。なお、乙が甲に提供した手帳等の資料は、乙の職務事項に含まれるものとする。但し、次の場合に必要に応じて、甲乙間で別途個人情報保護契約を締結している場合は、別途の取扱いを行うものとする。

第12条 (個人情報保護)

1. 甲は、乙に対して、乙が提供する甲の個人情報、個人情報の保護に関する法律等が要求している必要な条件・手続を具備したものであることを表明するものとする。

2. 乙は、当該個人情報、漏えい、盗用、改ざん及び本契約の目的以外に利用することはできない。また、乙は当該個人情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3. 乙は、甲の書面による同意がない限り、当該個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。また、乙は、当該個人情報の再委託における安全管理状況について、当該再委託先を適切に監督しなければならない。

4. 乙は、甲からの求めがあった場合は、当該個人情報の管理状況について甲に報告しなければならない。また、甲は、必要があるとき、当該個人情報の管理状況について監督・監査をするため、方法等につき乙と協議の上、必要な調査を行うことができるものとする。

5. 乙は、本条に違反する事態が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合には、遅やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第13条 (委託料と支払方法)

- 本契約に定められた期間の乙が受領する委託料は、個別契約において合意された金額とする。
- 本業務の遂行に必要である甲が負担した交通費、宿泊費等の付帯経費は甲の負担とする。乙が定めて支払った場合には、委託料と合わせて請求するものとする。
- 甲が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優遇に供与する等の関与をしていると認められること。
- 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

第14条 (契約解除)

甲及び乙は、相手方が下記のいずれかの事由が発生した場合又は発生のおそれがあると思われる状態に至った場合には、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- 本契約に対する重大な過失又は背信的な行為があった場合
- 相手方の債務不履行が、相当期間を定めて行った催告後も是正されない場合
- 所轄官庁等から営業許可の取り消し又は停止処分等の行為を受けた場合
- 第三者から任意監査、仮処分、仮払分、保全処分又は強制執行の申し立てを受けた場合
- 破産、民事再生、会社更生等の申立を行った場合又は申立を受けた場合
- 支払停止の措置又は形質変更の取引停止処分を受けた場合
- 会社公開の義務部分を受けた場合
- その他本契約の機能が阻害と認められる場合

第15条 (中途解約)

甲及び乙は、相手方が30日前に事前に通知することにより本契約を中途で解約できるものとする。ただし、個別契約が成立している場合は、個別契約の終了まで本契約を中途解約できないものとする。

第16条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを承諾する。

- 自ら又は自らの役員 (取締役、執行役員又は監査役) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号)、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者 (以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員」という) であること。
- 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- 自らの行う事業に關し、暴力団員等の威力を利用し、事実上の不当な利益を得る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を事実させていると認められること。

第17条 (損害賠償)

甲又は乙は、本契約の履行に關し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、契約解除の有無にかかわらず、実際に被った直後かつ通常の損害、財産的損害、精神的損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。

第18条 (合意管轄)

本契約に関する事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 (協議)

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、別紙、定めるものとする。

第9条 (著作権等の取扱い)

1. 成果物の所有権及び著作権 (著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下「権利」という) は、納入と同時に甲に移転するものとする。

第10条 (知的財産権)

1. 本業務遂行の過程で得られた発明、考案、意匠又はノウハウ (以下併せて「発明等」という) にかかわる知的財産権 (当該知的財産権を受ける権利を含む。以下、これらの権利

第11条 (個人情報保護)

1. 甲及び乙は、本契約に基づいて知りえた内容を一切、漏えいしてはならない。なお、乙が甲に提供した手帳等の資料は、乙の職務事項に含まれるものとする。但し、次の場合に必要に応じて、甲乙間で別途個人情報保護契約を締結している場合は、別途の取扱いを行うものとする。

第12条 (個人情報保護)

1. 甲は、乙に対して、乙が提供する甲の個人情報、個人情報の保護に関する法律等が要求している必要な条件・手続を具備したものであることを表明するものとする。

2. 乙は、当該個人情報、漏えい、盗用、改ざん及び本契約の目的以外に利用することはできない。また、乙は当該個人情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3. 乙は、甲の書面による同意がない限り、当該個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。また、乙は、当該個人情報の再委託における安全管理状況について、当該再委託先を適切に監督しなければならない。

4. 乙は、甲からの求めがあった場合は、当該個人情報の管理状況について甲に報告しなければならない。また、甲は、必要があるとき、当該個人情報の管理状況について監督・監査をするため、方法等につき乙と協議の上、必要な調査を行うことができるものとする。

5. 乙は、本条に違反する事態が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合には、遅やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第13条 (委託料と支払方法)

- 本契約に定められた期間の乙が受領する委託料は、個別契約において合意された金額とする。
- 本業務の遂行に必要である甲が負担した交通費、宿泊費等の付帯経費は甲の負担とする。乙が定めて支払った場合には、委託料と合わせて請求するものとする。
- 甲が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優遇に供与する等の関与をしていると認められること。
- 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

第14条 (契約解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- 第1項に違反したとき。
- 第1項に定める受入検査の結果、不合格となった場合、乙は、甲乙協議の上で決定した期日までに、本成果物を修正し、又は代替品を納入 (以下「修繕等」という) する。なお、乙が修繕等を行った後の本成果物の検査については、前項の規定に従う。
- 乙は、第1項に定める受入検査の結果に關し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく甲にその旨を申し出て、甲乙協議の上で解決する。
- 甲は乙による本成果物の納入後、確認項目を経過したに足りぬ通知をしない場合に、合格したものとみなす。

第15条 (契約の不適合責任)

- 前条の検査合格後、本契約の内容への不適合 (種類、品質又は数量に關して本契約の内容に適合しないものを指し、以下「不適合」という) が発見された場合、甲は乙に対し、不適合の改善面やメール等によって通知することにより、不適合の修繕等を求めることができる。
- 前項に基づき、甲が乙に対し、修繕等を求めることができる期間は、成果物の納品後1年以内とする。ただし、本業務又は納入物の不適合が乙の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該期間の定めは適用されないものとする。
- 乙は、第1項の定めに基づき、甲から不適合の通知を受けた場合、乙は、甲が指定する期間までに甲が指定する方法により、本業務若しくは納入物を修正し、又は代替品を納入し、不適合を是正する。
- 前項の定めにおいて、甲が前項の期間を定めて履行の催告の催告を行い、その期間内に履行の催告がないときは、甲は、乙に対し、その不適合の程度に応じて本業務の委託料の減額を請求することができる。ただし、甲の契約不履行が当該第5条第2項各号のいずれかに該当する場合は、甲は、乙に対し、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

第16条 (著作権等の取扱い)

1. 成果物の所有権及び著作権 (著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下「権利」という) は、納入と同時に甲に移転するものとする。

第17条 (損害賠償)

甲又は乙は、本契約の履行に關し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、契約解除の有無にかかわらず、実際に被った直後かつ通常の損害、財産的損害、精神的損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。

第18条 (合意管轄)

本契約に関する事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 (協議)

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、別紙、定めるものとする。

第9条 (著作権等の取扱い)

1. 成果物の所有権及び著作権 (著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下「権利」という) は、納入と同時に甲に移転するものとする。

第10条 (知的財産権)

1. 本業務遂行の過程で得られた発明、考案、意匠又はノウハウ (以下併せて「発明等」という) にかかわる知的財産権 (当該知的財産権を受ける権利を含む。以下、これらの権利

第11条 (個人情報保護)

1. 甲及び乙は、本契約に基づいて知りえた内容を一切、漏えいしてはならない。なお、乙が甲に提供した手帳等の資料は、乙の職務事項に含まれるものとする。但し、次の場合に必要に応じて、甲乙間で別途個人情報保護契約を締結している場合は、別途の取扱いを行うものとする。

第12条 (個人情報保護)

1. 甲は、乙に対して、乙が提供する甲の個人情報、個人情報の保護に関する法律等が要求している必要な条件・手続を具備したものであることを表明するものとする。

2. 乙は、当該個人情報、漏えい、盗用、改ざん及び本契約の目的以外に利用することはできない。また、乙は当該個人情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3. 乙は、甲の書面による同意がない限り、当該個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。また、乙は、当該個人情報の再委託における安全管理状況について、当該再委託先を適切に監督しなければならない。

4. 乙は、甲からの求めがあった場合は、当該個人情報の管理状況について甲に報告しなければならない。また、甲は、必要があるとき、当該個人情報の管理状況について監督・監査をするため、方法等につき乙と協議の上、必要な調査を行うことができるものとする。

5. 乙は、本条に違反する事態が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合には、遅やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第13条 (委託料と支払方法)

- 本契約に定められた期間の乙が受領する委託料は、個別契約において合意された金額とする。
- 本業務の遂行に必要である甲が負担した交通費、宿泊費等の付帯経費は甲の負担とする。乙が定めて支払った場合には、委託料と合わせて請求するものとする。
- 甲が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優遇に供与する等の関与をしていると認められること。
- 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

第14条 (契約解除)

甲及び乙は、相手方が下記のいずれかの事由が発生した場合又は発生のおそれがあると思われる状態に至った場合には、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- 本契約に対する重大な過失又は背信的な行為があった場合
- 相手方の債務不履行が、相当期間を定めて行った催告後も是正されない場合
- 所轄官庁等から営業許可の取り消し又は停止処分等の行為を受けた場合
- 第三者から任意監査、仮処分、仮払分、保全処分又は強制執行の申し立てを受けた場合
- 破産、民事再生、会社更生等の申立を行った場合又は申立を受けた場合
- 支払停止の措置又は形質変更の取引停止処分を受けた場合
- 会社公開の義務部分を受けた場合
- その他本契約の機能が阻害と認められる場合

第15条 (中途解約)

甲及び乙は、相手方が30日前に事前に通知することにより本契約を中途で解約できるものとする。ただし、個別契約が成立している場合は、個別契約の終了まで本契約を中途解約できないものとする。

第16条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを承諾する。

- 自ら又は自らの役員 (取締役、執行役員又は監査役) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号)、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者 (以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員」という) であること。
- 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- 自らの行う事業に關し、暴力団員等の威力を利用し、事実上の不当な利益を得る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を事実させていると認められること。

第17条 (損害賠償)

甲又は乙は、本契約の履行に關し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、契約解除の有無にかかわらず、実際に被った直後かつ通常の損害、財産的損害、精神的損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。

第18条 (合意管轄)

本契約に関する事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 (協議)

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、別紙、定めるものとする。

第9条 (著作権等の取扱い)

1. 成果物の所有権及び著作権 (著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下「権利」という) は、納入と同時に甲に移転するものとする。

第10条 (知的財産権)

1. 本業務遂行の過程で得られた発明、考案、意匠又はノウハウ (以下併せて「発明等」という) にかかわる知的財産権 (当該知的財産権を受ける権利を含む。以下、これらの権利

第11条 (個人情報保護)

1. 甲及び乙は、本契約に基づいて知りえた内容を一切、漏えいしてはならない。なお、乙が甲に提供した手帳等の資料は、乙の職務事項に含まれるものとする。但し、次の場合に必要に応じて、甲乙間で別途個人情報保護契約を締結している場合は、別途の取扱いを行うものとする。

第12条 (個人情報保護)

1. 甲は、乙に対して、乙が提供する甲の個人情報、個人情報の保護に関する法律等が要求している必要な条件・手続を具備したものであることを表明するものとする。

2. 乙は、当該個人情報、漏えい、盗用、改ざん及び本契約の目的以外に利用することはできない。また、乙は当該個人情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3. 乙は、甲の書面による同意がない限り、当該個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。また、乙は、当該個人情報の再委託における安全管理状況について、当該再委託先を適切に監督しなければならない。

4. 乙は、甲からの求めがあった場合は、当該個人情報の管理状況について甲に報告しなければならない。また、甲は、必要があるとき、当該個人情報の管理状況について監督・監査をするため、方法等につき乙と協議の上、必要な調査を行うことができるものとする。

5. 乙は、本条に違反する事態が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合には、遅やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第13条 (委託料と支払方法)

- 本契約に定められた期間の乙が受領する委託料は、個別契約において合意された金額とする。
- 本業務の遂行に必要である甲が負担した交通費、宿泊費等の付帯経費は甲の負担とする。乙が定めて支払った場合には、委託料と合わせて請求するものとする。
- 甲が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優遇に供与する等の関与をしていると認められること。
- 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

第14条 (契約解除)

甲及び乙は、相手方が下記のいずれかの事由が発生した場合又は発生のおそれがあると思われる状態に至った場合には、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- 本契約に対する重大な過失又は背信的な行為があった場合
- 相手方の債務不履行が、相当期間を定めて行った催告後も是正されない場合
- 所轄官庁等から営業許可の取り消し又は停止処分等の行為を受けた場合
- 第三者から任意監査、仮処分、仮払分、保全処分又は強制執行の申し立てを受けた場合
- 破産、民事再生、会社更生等の申立を行った場合又は申立を受けた場合
- 支払停止の措置又は形質変更の取引停止処分を受けた場合
- 会社公開の義務部分を受けた場合
- その他本契約の機能が阻害と認められる場合

第15条 (中途解約)

甲及び乙は、相手方が30日前に事前に通知することにより本契約を中途で解約できるものとする。ただし、個別契約が成立している場合は、個別契約の終了まで本契約を中途解約できないものとする。

第16条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを承諾する。

- 自ら又は自らの役員 (取締役、執行役員又は監査役) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号)、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者 (以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員」という) であること。
- 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- 自らの行う事業に關し、暴力団員等の威力を利用し、事実上の不当な利益を得る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を事実させていると認められること。

第17条 (損害賠償)

甲又は乙は、本契約の履行に關し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、契約解除の有無にかかわらず、実際に被った直後かつ通常の損害、財産的損害、精神的損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。

第18条 (合意管轄)

本契約に関する事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 (協議)

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、別紙、定めるものとする。